京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡精華町	
大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町	
兵庫県	明石市、川辺郡猪名川町	
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	
和歌山県	和歌山市、橋本市	
広島県	安芸郡府中町	
福岡県	春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡粕屋町	
北海道	札幌市	七級地
茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、東茨城郡大洗町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町	
栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下都賀郡壬生町	
群馬県	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、佐波郡玉村町	
埼玉県	熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、大里郡寄居町	
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、君津市、八街市、印西市、白井市、山武市、大網白里市、長生郡長柄町、長生郡長南町	
東京都	西多摩郡瑞穂町、西多摩郡檜原村	
神奈川県	足柄下郡箱根町	
新潟県	新潟市	
富山県	富山市	
石川県	金沢市	
福井県	福井市	
山梨県	甲府市	
長野県	長野市、松本市、塩尻市	
岐阜県	大垣市	

静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、駿東田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、榛原郡川根本町、周智郡森町	
愛知県	豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡飛島村、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、額田郡幸田町	
三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡朝日町、三重郡川越町	
滋賀県	長浜市、野洲市、湖南市、東近江市	
京都府	城陽市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	
大阪府	泉南郡岬町、南河内郡太子町、南河内郡河南町、南河内郡千早赤阪村	
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市、高砂市、加古郡稲美町、加古郡播磨町	
奈良県	天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、宇陀郡曽爾村、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町	
岡山県	岡山市	
広島県	東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町	
山口県	周南市	
香川県	高松市	
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、古賀市	
長崎県	長崎市	
全ての都道府県	その他の地域	その他

備考　この表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

○厚生労働省告示第九十四号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成二十四年厚生労働省告示第九十五号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久